

1 経緯

平成25年1月の日越首脳会談において開催に合意。同年11月の第1回協議（於：ハノイ）以降、毎年両国において交互に開催（コロナ禍の期間を除く）。

日越両国の警察分野での連携を強化するため、双方が関心を有する治安課題について意見交換等を実施。

2 日程及び開催場所

令和8年6月16日（火）東京都

3 出席者（代表）

日本側：太刀川警察庁次長
ベトナム側：トゥン公安副大臣

4 協議結果等

(1) 協議の議題

- ・ 来日ベトナム人犯罪対策
- ・ サイバー犯罪対策
- ・ 国境を越えて敢行される組織的詐欺対策
- ・ 知的財産権侵害事犯対策

(2) 協議結果

- ・ 来日ベトナム人による犯罪を減少させるため、我が国に在留するベトナム人に向けた日本の法律に関する広報啓発活動の推進、技能実習制度における悪質な送出機関に対する指導・来日前の技能実習生や留学生に対する教育の強化に向けた強い意欲がベトナム側から示された。
- ・ 二国間にまたがるサイバー犯罪の捜査に関し、双方で実務的な意見交換を実施するとともに、情報共有を継続的に実施することで合意した。
- ・ ベトナム国内において詐欺拠点が相次いで摘発されていることを受け、日本警察の捜査員を同国に派遣することも含め、警察当局間で必要な情報交換を推進し、緊密に連携していくことで認識が一致した。
- ・ ベトナムにおいて知的財産権に関する事務を所管する政府機関への働きかけの継続等、知的財産権侵害事犯の早期摘発に向けた取組を着実に実施するとの意思が、同国側から示された。

5 次回の開催

第11回協議は、ベトナムにおいて開催予定。

公 安 委 員 会	令 和 7 年 における 行 方 不 明 者 届	令 和 8 年 6 月 2 5 日
説 明 資 料 No. 2	受 理 等 の 状 況 に つ い て	生 活 安 全 局

1 行方不明者届受理等の状況

- 行方不明者数は、8万486人（前年比-2,077人）と依然として高水準。
- 年齢層別では、10歳代が最も多く、10歳代及び20歳代で全体のおよそ4割。
- 原因・動機別では、認知症を含む疾病関係が最も多く、全体のおよそ3割。
- 令和7年中に所在確認等がなされた行方不明者は8万1,843人であり、内訳は、所在確認6万7,859人（82.9%）、死亡確認3,850人（4.7%）、その他（届出の取下げ等）1万134人（12.4%）。

2 認知症に係る行方不明者届受理等の状況

- 認知症に係る行方不明者数は、1万7,345人（前年比-776人）と依然として高水準。
- 令和7年中に所在確認等がなされた認知症に係る行方不明者は1万7,268人であり、内訳は、所在確認1万6,156人（93.6%）、死亡確認573人（3.3%）、その他（届出の取下げ等）539人（3.1%）。
- 令和7年中に所在確認・死亡確認がなされた認知症に係る行方不明者のうち、受理から3日以内に94.8%が所在確認。
- GPS機器等の活用により所在確認・死亡確認がなされた認知症に係る行方不明者は139人で、受理当日に118人（84.9%）が所在確認。
- 所在確認等がなされた認知症に係る行方不明者のうち、民間通報を端緒に確認がなされたのは約半数（47.0%）。

3 今後の取組

- 認知症に係る行方不明者の早期発見・保護に資する手段の一つとして、GPS機器等の活用について、引き続き、自治体等と連携し、認知症の方やその家族等に周知。
- 関係行政機関等との間で構築している認知症に係る行方不明者の発見・保護のためのネットワークやドローン等の資機材を効果的に活用し、その早期発見・保護を推進。

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	運 転 技 能 検 査 合 格 者 の 追 跡 調 査 の 結 果 等 に つ い て	令 和 8 年 6 月 2 5 日 交 通 局
------------------------	--	----------------------------

1 運転技能検査について

75歳以上の高齢運転者のうち一定の違反歴を有する者は、運転免許証等の有効期間の更新時に、「一時停止」、「信号通過」、「段差乗り上げ」等を内容とする運転技能検査を受検しなければならないこととされている（令和4年5月13日施行）。

※ 令和7年中の運転技能検査の対象者数及び受検者数

対象者数：16万5,756人 受検者数：15万6,513人

2 運転技能検査合格者の追跡調査の結果

運転技能検査の導入から約4年が経過し、運転技能検査に合格した者の受検後の交通事故等の追跡調査を実施したところ、運転技能検査の合格者10万人当たりの事故件数等は、運転技能検査の対象ではない高齢運転者10万人当たりの事故件数等より多いこと等が明らかとなり、運転技能が低下して交通事故を起こしやすくなっている者が、運転技能検査に合格していることがうかがわれるため、運転技能検査の内容を充実させる必要があると認められた。

3 今後の予定

高齢運転者の更なる交通事故防止を図るため、学識経験者、指定自動車教習所業界関係者等を構成員とする「運転技能検査の見直しに関する有識者検討会」を開催し、運転技能検査の内容の充実に係る方向性等について幅広い観点から検討を行い、令和8年8月を目途に報告書を取りまとめる。